

伊勢市消防本部障がい者活躍推進計画

1 機関名	伊勢市消防本部
2 任命権者	伊勢市消防長
3 計画期間	令和7年4月1日から令和 12 年3月 31日までとする。
4 周知・公表	策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表する。
5 伊勢市消防本部における障がい者雇用に関する課題	伊勢市消防本部においては、障害者雇用率制度の除外職員である「消防吏員」が 213 人と、市長部局からの出向する消防職員1人及び会計年度任用職員1人が勤務している。会計年度任用職員の任命権については伊勢市長となっており、当消防本部が行っている職員募集については「消防吏員」に限り実施している。 業務の特性上から、疾病・事故等により、在職中に障がい者となる職員が発生する可能性もあるなか、組織的な体制整備が行われていない。
6 採用に関する目標	消防吏員については障害者雇用率制度の除外職員であることから、障がいのある人に限定した募集・採用を行う予定はない。
7 取組内容	(1)障がいのある人の活躍を推進する体制整備 ○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、早急に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、在職中に障がい者となる職員が発生した場合には、総務課に障がいのある職員の相談窓口を設置する。 ○市が実施する「障がい者サポーター養成講座」に職員を参加させる。 (2)障がいのある人の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○障がいにより起因して、従来の業務遂行が困難となった場合、過度の負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 (3)障がいのある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ○障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、障害を理由とする差

別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、継続的に必要な措置を講じ、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。

○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

○障がいのある職員の希望を踏まえ、実務研修、スキルアップ研修等の教育訓練を実施する。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進する。